

平成26年(毛)第40010号 保全異議申立事件

決 定

東京都板橋区大和町39番地16

債 権 者 高 田 均
同代理人弁護士 堀 浩 介

東京都品川区南大井6丁目8番2号

債 務 者 株式会社 東京測器研究所
同代表者代表取締役 小 林 宗 弘
同代理人弁護士 若 新 光 紀

主 文

1 債権者債務者間の東京地方裁判所平成25年(ヨ)

第21134号仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成26年2月28日にした仮処分命令を認可する。

2 異議申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 主文第1項記載の仮処分命令を取り消す。
- 2 本件仮処分命令の申立てを却下する。

第2 事案の概要

1 債権者は、債務者の従業員として、肩書住所地所在の本社で勤務していたところ、平成25年11月1日付の明石営業所への配転命令（以下、この配転を「本件配転」といい、この配転命令を「本件配転命令」という。）を受け、本件配転命令が無効であるとして、明石営業所において勤務する労働契約上の義務を負わないことを仮に定める仮処分を申し立てた。

本件は、債権者の申立てを認容した原決定に対して債務者が異議を申し立てた事

案である。

2 前提となる事実

(1) 債務者は、ひずみゲージ、ひずみ測定器等の製造及び販売等を事業内容とする会社であり、平成25年3月31日現在、従業員数は342人である。本社のほか、桐生工場を持ち、全国10か所で営業所を展開している。各営業所に配置されている従業員は1名ないし6名であり、従業員の大多数は本社及び桐生工場に配置されている（甲1、3、乙11の2）。

(2) 債権者は、昭和58年4月に債務者に入社し、本社第二製造部開発課（設計・開発担当）、本社営業部営業技術課（説明書、テキスト作成、講習会講師等担当）、本社第二製造部サービス課（測定器の修理、点検等担当）等で勤務した。また、債権者は、入社とともに、債務者の従業員で組織する東京測器研究所労働組合に加入了（甲32、36、乙12）。

(3) 東京測器研究所労働組合は、平成9年、全日本金属情報機器労働組合（以下「J M I U」という。）へ加入する旨の決議をした。J M I Uは、個々の労働者が構成員となって組織する単位組合であるが（J M I U規約2条）、東京測器研究所労働組合は、J M I U加入以降も、「全日本金属情報機器労働組合東京測器研究所支部」（以下「本件支部」という。）の名称で独自の規約をもって活動していた（甲5、26、乙9）。

(4) 債権者は、本件支部の平成25年度（本件支部においては、毎年9月に開催される定期大会から翌年の定期大会までを1年度としており、平成25年度は、平成24年9月から平成25年9月であった。）の書記長を務めていたところ、平成25年8月、本件支部の橋本孝晴執行委員長と債権者を独裁者と非難するビラが何者からまかれた（甲5、6、8）。

(5) 平成25年8月に行われた平成26年度の本件支部役員選挙において、債権者は、書記長として立候補したが、落選した。同選挙では、執行委員長に田中瞬二郎が無投票で就任し、橋本は執行委員長に立候補しなかった（甲9、32）。

(6) 平成25年9月の定期大会では、平成25年度の執行委員会が提案した運動方針、闘争方針が賛成多数で可決された（甲32）。

(7) 同月27日、田中執行委員長は、臨時大会を招集し、各種同意協定の締結についてすべて協議協定の締結に改めるという方針案、JMIUを脱退し、連合に加盟する決議案等を提案したが、いずれも、反対者と留保者が賛成者を上回り、可決されなかった。債権者は、新方針案が否決された以上、田中執行委員長は、辞任するか、従来の方針を遵守するかを表明するよう求めるビラや再度の臨時大会では執行部案に明確に反対するよう呼びかけるビラを債務者の従業員に対し配布した（甲12～15、32）。

(8) 同年10月15日、田中執行委員長は、再度臨時大会を招集し、前回と同じ議案を改めて提案したところ、すべての議案が可決された（以下「本件脱退等決議」という。）。田中執行委員長は、東京測器研究所労働組合代表者として、JMIUに対して脱退を通知するとともに、連合に加盟申請した（甲16、17、35、乙4、5）。

(9) 同月17日、債権者は、田中執行委員長に対し、本件脱退等決議が無効であること、債権者が本件支部を引き継ぎ、JMIU組合員として活動することを通告し、その頃、債務者の従業員に対し、同旨のビラを配布した。また、同月17日、JMIUは、債務者に対し、団体交渉を申し込んだが、債務者は、債権者が本件支部を承継したとの主張は認めないと回答した（甲18～22）。

(10) 同月28日、債務者は、債権者に対し、本件配転を内示し、同月31日、債権者に対し、本件配転命令に係る辞令を交付した（甲25、32）。

(11) 債権者は、同年11月11日から明石営業所での勤務を開始した。明石営業所は、平成4年に大阪営業所の出先機関として明石出張所として開設されたところ、平成22年に営業所となった。債権者が加わる前の従業員の構成は、所長を含めた営業職の従業員3名（いずれも管理職で非組合員）と派遣社員である事務員1名であった（甲32、乙13）。

(12) 明石営業所では、同年10月4日に防災科学技術研究所の大口計測工事（以下「本件工事」という。）を落札した。債権者は、明石営業所への着任日以降、本件工事に立ち会ったが、作業内容はひずみゲージの配線・ハンダ付けであり、ノイズ対策の予備実験には立ち会わず、本実験には3日中1日しか立ち会わなかった（甲36、乙6）。

(13) 同年12月18日に本件工事が終了した後、債権者は、営業に同行して顧客へ挨拶に行くほかは、資料作成等の業務を行っている。また、明石営業所に着任してから平成26年2月10日までに債権者が受けた電話による技術的な問い合わせは10件程度であった。所長を含めた営業職3名は、兵庫県以外にも中四国地方を担当し、基本的には全員が営業で外出しており、債権者が所長から具体的な指示を日々受けるという状況はない（甲36、39、乙6、13）。

3 原決定の概要

(1) 債権者が本件支部の活動を中心的に担ってきた立場で本件脱退等決議の無効を主張し本件支部の存続のための活動を始めようとしていたところを、本件配転命令によって、上記の活動を実効的に行うことが困難となったのであるから、本件配転命令は、本件支部の存続の可能性を失わせる結果をもたらす点で、本件支部の運営に対する支配介入に当たる。

(2) 債務者は、本件配転命令により、債権者が本件支部存続のための実効的な活動を行うことができず、その結果、本件支部の存続の可能性が極めて乏しくなることを認識していたか、又は、少なくとも認識し得たというべきである。

(3) 本件工事終了後の債権者の主たる業務は、営業に同行しての顧客への挨拶回りのほかは、資料作成等であって、これらの業務の多くは、本件工事に係る業務終了後に適宜割り振られたものであり、上記工事に係る業務終了後は、専門的な技術を有する常駐要員の派遣が急務とする業務が現実に存することはうかがわれない。

(4) 明石営業所に債権者でなければ対応することができないような業務や課題が現に存在していたとは考えにくく、債権者が本件支部の存続のための活動をただ

一人開始しようとしていたまさにそのときに、他の候補者でなく債権者を明石営業所に配置しなければならない合理的な理由や必要性は見出せない。

(5) 上記(1)ないし(4)からすれば、本件配転命令は、債務者が、本件支部の存続の可能性を失わせる結果になることを認識しつつこれを容認する意思の下で行った本件支部に対する支配介入にあたると認められるから、労働組合法7条3号が禁じる支配介入に該当する。

第3 当事者の主張

1 債務者の主張

(1) 原決定は、本件脱退等決議後も本件支部が存続していることを前提に判断しているが、本件脱退等決議に基づく連合への加盟により債権者も連合傘下の東京測器研究所労働組合の構成員となっており、本件支部は消滅している。

(2) 原決定は、債務者経営陣が「本件支部は十年一日が如く変化のない活動をするのみで債務者の経営政策に貢献・協力等をした事実は全くない」などと陳述書に記載していることをもって、債務者が本件支部に否定的であったとしている。しかしながら、上記の表現は本件支部が惰性で同じ要求を繰り返していることを比喩的に表現したものにすぎず、債務者は本件支部に偏見を持っていない。

(3) 原決定は、債務者が平成25年10月31日までの団体交渉実施要求に対して回答しなかったとするが、債務者はJMIUに対して回答している。

(4) 原決定は、本件工事に債権者が必要であったことを認めながら、本件工事が終了したことをもって債権者が明石営業所にいる意味が消滅したとするが、本件工事のような大規模工事は毎月のようにある訳ではなく、近い将来に受注予定の大型プロジェクトに備え、得意先に顔つなぎをしておくことも必要である。

2 債権者の主張

(1) JMIUは単位組合であり、本件脱退等決議後も債権者はJMIUの組合員であり続ける。

(2) 債務者は、期末手当に関する本件支部の要求に対しては応えず、連合傘下と

なった東京測器研究所労働組合の要求には応じており、対照的な対応をしている。

(3) 債務者は、債権者がJ M I Uに所属していることを明らかにしているのを知りながら、J M I Uに対して、J M I Uの組合が債務者に存在しているかの回答を求めており、団体交渉を拒否している。

(4) 債務者は、債権者が明石営業所に存在していることを周知させることが緊急に必要であったことを裏付けるに足りるだけの業務命令を発していない。

第4 当裁判所の判断

1 本件脱退等決議後も債権者はJ M I Uの組合員であるか

(1) J M I U規約中本件に関連のある規定

ア 2条

この組合は、この組合の綱領、規約に賛成するすべての金属、機械、情報機器関連産業に働く労働者をもって組織します。

イ 41条

この組合に加入する場合は、所定の用紙に記入し、支部（分会）あるいは地方本部をへて中央執行委員長あてに申込書を提出しなければなりません。

既に組織されている組合が、その組合の決議でこの組合に加入するときは、所定の用紙に必要事項を記載し、地方本部をへて中央執行委員長に申し込むものとします。この場合、その組合の当面する名称にこだわらず、本規約の支部又は分会とみなすものとします。

ウ 42条

この組合から脱退しようとするときは、所定の用紙にその理由を明記し、中央執行委員長宛に提出しなければなりません。

(2) J M I U規約2条が規定するとおり、J M I Uは個々の労働者が構成員となって組織する単位組合であって、J M I Uへの加入も脱退もあくまで個々の労働者の意思に基づくものであるところ、その下部組織である債務者従業員によって構成される組合が決議により離脱しても、離脱に反対してJ M I Uへの残留を表明した

債権者については、依然としてJ M I Uの組合員であり続けるものとみるべきである。J M I U規約41条は、団体の決議による加入を規定しているが、同42条は支部の決議による脱退を規定しておらず、規約上も支部の決議によって支部の組合員全員が脱退することを予定していないものとみるべきである。

債務者は、脱退決議に反対する者が複数人いればその者らの団結権を保障するため残留が認められるが、反対者が1名の場合は団結権を保障する必要はなく、残留が認められないと主張する。しかしながら、脱退決議に反対する者の残留を認めるかどうかの問題は、上記のとおり、単位組合の性質から考察されるべきものであつて、債務者の主張は採用できない。

したがって、本件脱退等決議後も債権者はJ M I Uの組合員であると認められる。

2 債務者が本件支部に否定的であったかどうか

債権者が明石営業所に異動すれば、J M I Uの組合員として債務者の大多数の従業員に対する訴えかけをすることが相当困難になることは明らかであるところ、前記第2の2(9)認定の事実から、債務者がそのことを認識していたと認められるのであって、支配介入の主観的要件としては十分といえる。そうすると、それ以上に債務者が本件支部に否定的であったかどうかを認定する意味は乏しく、債務者の主張は原決定の判断の正当性を左右しない。

3 債務者が団体交渉を拒否したかどうか

この点についての債務者の主張は、本件配転命令が支配介入に当たるかどうかの判断を左右するものではなく、判断の限りではない。

4 本件配転命令の必要性

前記第2の2(12)認定のとおり、債権者が本件工事において行った作業は、ひずみゲージの配線・ハンダ付けという現場作業とノイズ対策の本実験への1日の立会いであり、債権者が債務者本社での勤務中に技術者として培ってきた技術が特に必要であったというような事情は見当たらず、そもそも、本件工事のために、しかも、本件工事の遂行途中で債権者を明石営業所に配転させる必要があったか疑問である。

また、明石営業所は出張所時代を含めて平成4年の開設以来営業職の従業員のみで運営されてきており（乙13）、受注高が平成25年になって特段に伸びた事情も窺われず（乙13によれば、平成16年度から平成24年度まで3億円から4億円の範囲で推移している。）、技術サポートは本社及び桐生工場の窓口において電話で受け付けているのであって（甲32）、明石営業所に、敢えて年度の途中に技術職の従業員を追加的に常駐配置しなければならない必要性も見当たらない。前記第2の2(13)認定のとおり、債権者が明石営業所にいなければできない仕事をほとんどしていないことからも、本件配転命令の必要性は乏しいものというべきである。

したがって、本件配転命令は必要性に欠けるとした原決定の判断に誤りはない。

5 以上のとおり、債務者は、必要性もないのに、債権者のJ M I U組合員としての活動が相当困難になることを認識しながら本件配転命令を発したのであり、本件配転命令はJ M I Uの組合活動を弱体化させる介入行為に当たると認められる。

よって、債権者の申立てを認容した原決定は相当であるから認可することとして、主文のとおり決定する。

平成26年5月9日

東京地方裁判所民事第36部

裁判官 松山昇平

これは正本である。

平成26年5月9日

東京地方裁判所民事第36部

裁判所書記官 布施明

